

「若年層や働き盛り世代に向けた依存症対策普及啓発事業」企画提案コンペ実施要領

(趣旨)

第1条 依存症の発症予防、重症化を防止するには、依存対象となる物質や行動を繰り返すことによって生じる様々な問題や、病気の予防・早期治療の重要性を認識し、もし発症した場合でも適切な対処によって回復できることを、早い段階で理解しておくことが重要であり、兵庫県においても、大学生やハイリスク者、支援者向けの普及啓発に努めてきた。

今後は、高等学校学習指導要領の改訂により、令和4年度から全ての高校生が「精神疾患の予防と回復」について学ぶ機会を得ることを踏まえ、より前の早期に依存症を正しく理解できる教育資材の普及を図ること、また、依存症当事者の属性で最も多い働き盛り世代への働きかけを強化することを目的とし、高校生等若年層、働き盛り世代、一般県民等、世代や属性に応じた啓発を重層的に実施する「若年層や働き盛り世代に向けた依存症対策普及啓発事業」(以下「業務」という。)を委託するための企画提案コンペ(以下「コンペ」という。)の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 応募者 コンペに応募した者をいう。
- (2) 当選者 応募者の中から業務の委託予定者に決定した者をいう。

(募集要項の作成)

第3条 県は、コンペを実施しようとするときは、次に掲げる事項を記載した募集要項を作成するものとする。

- (1) コンペの実施の趣旨に関すること。
- (2) コンペに応募することができる者の資格に関すること。
- (3) コンペへの応募の手続に関すること。
- (4) 募集要項の内容についての質疑の手続に関すること。
- (5) 応募に係る図書(以下「応募図書」という。)の種類及び著作権の帰属、提出した応募図書の取扱方法等に関すること。
- (6) 応募に要する費用に関すること。
- (7) 当選者の選定の方法及び発表に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、コンペの実施に必要な事項

(募集期間)

第4条 県は募集期間として、コンペの募集を開始した日から起算して14日以上の期間を設けるものとする。

(説明会の開催)

第5条 県は、必要があるときは、コンペの募集を開始した後、説明会を開催することができる。

(質疑の通知)

第6条 県は第3条第4号の質疑の内容がコンペに応募しようとする者に周知しなければなら

ないものであると認めるときは、当該者全員にその内容を通知するものとする。

(応募図書)

第7条 コンペに応募しようとする者は、県が別に定める期限までに応募図書を提出しなければならない。

2 応募図書の著作権は、応募者に帰属するものとする。

3 応募図書は非公開とする。ただし、県は、応募図書の内容について公表の必要があると認める場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公表することができる。

4 県は、提出された応募図書を応募者に返却しないものとする。

(審査委員会の設置)

第8条 県は応募者のうちから業務を委託する相手方を選定するため、審査委員会を設置する。

2 審査委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(当選者の決定)

第9条 県は、審査委員会の審査の結果に基づき、当選者を決定するものとする。

(当選者の通知)

第10条 県は、前条の規定による決定をしたときは、応募者全員に当選の可否を文書で通知するものとする。

(事務の所掌)

第11条 この要領の実施に関する事務は、兵庫県福祉部障害福祉課が所掌するものとする。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、コンペの実施に関して必要な事項は、兵庫県福祉部障害福祉課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年8月16日から施行する。